# 海域の窒素・燐暫定排水基準の改正

The Knights

環境省は、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を公布し、2023 年 10 月 1 日に施行する事を発表しました。

水質汚濁防止法では、閉鎖性海域及びこれに流入する河川等の公共用水域を対象に、1 日当たり平均 50 立方メートル以上の排水量を放流している工場・事業場に対して窒素・燐に係る排水基準を適用しています。その際、直ちに一般排水基準に対応する事が著しく困難と認められる一定の業種については、暫定排水基準が設定されています。

暫定排水基準は 1993 年 10 月 1 日から 5 年ごとに見直しが行われています。このたび、現行の暫定排水基準が 2023 年 9 月 30 日をもって適用期限を迎える事を受けて、酸化コバルト製造業における窒素について、暫定排水基準の改定が行われました。

新しい暫定排水基準の内容は、下表の通りです。

単位(mg/L)

| | 業種その他の区分 | 新基準 | 旧基準 | 一般排水基準(参考) |
|---|---|---|---|---|
| 窒素 | 畜産農業(豚房を有するものに限る) | 130(110) | 130(110) | 120(60) |
| | 天然ガス鉱業 | 160(150) | 160(150) | |
| | バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナジウム化合物及びモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る) | 4,100(3,100) | 4,100(3,100) | |
| | 酸化コバルト製造業 | **200(100)** | 300(100) | |
| 燐 | 畜産農業(豚房を有するものに限る) | 22(18) | 22(18) | 16(8) |

※()内は日間平均

当社では、窒素・燐などの排水分析に関して長年の実績があり、短納期で対応しております。お気軽にお問い合せ下さい。

資料 2023 年 9 月 29 日付 官報 号外第 204 号

環境検査箇所 今井ひとみ

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL:www.knights.co.jp

PFAS の小冊子進呈中！
PFAS とは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。
当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。
お問合せはこちら